

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品
又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国
政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
三	協定の実施のための国内措置	二
(参 考)	………	三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、防衛当局間を含む日独間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊（以下「ドイツ軍隊」という。）との間で物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるこの協定の締結に向けた交渉をドイツ連邦共和国政府との間で行ってきた。その結果、令和六年（二千二十四年）一月二十九日に東京において、日本側上川外務大臣とドイツ側フォン・ゲッツェ駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものである。この協定の締結によって、自衛隊とドイツ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成り、それらの概要は、次のとおりである。

1 この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条）

2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合に、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条）

3 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者又は団体に移転してはならないことを定める。(第三条)

4 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。(第四条)

5 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施されること等を定める。(第五条)

6 両締約国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。(第六条)

7 この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができること等を定める。(第七条)

三 協定の実施のための国内措置

- 1 この協定の実施のため、防衛省設置法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第五条に基づく日本国防衛省とドイツ連邦共和国国防省との間の手続取決め（交渉中）要旨（暫定版）

1 目的及び適用範囲

- (1) 日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に基づく物品又は役務の相互の提供に関する手続及び補足的な細目を定める。
- (2) 手続取決めの下で行う両当事者（日本国防衛省及びドイツ連邦共和国国防省）による全ての活動は、それぞれの国の法令に従って行われることについて定める。
- (3) 両当事者は、武器を提供又は受領しないこと、また、それぞれの国の法令により提供を禁止されている品目は、提供又は受領の対象にならないこと等について定める。

2 運用及び決済

- (1) 各当事者は、その権限の範囲内で、他方の当事者の要請に応えるべくあらゆる努力を払うことについて定める。
- (2) 手続取決めを実施するための追加的な細目を定める実施取決めの交渉の手続について定める。
- (3) 連絡経路、発注証の様式、受領当事者の責任等並びに物品又は役務の要請、提供及び受領の手続の細目について定める。
- (4) 物品又は役務の価格の決定の手続、決済の期限、連絡先等、協定第四条に基づく決済の手続の細目について定める。
- (5) 別段の取決め等により権限が明示的に与えられない限り、手続取決め等の下で秘密の情報又は資料を提供又は作成しないこと、また、秘密の情報又は資料が提供又は作成される場合には、当該秘密の情報又は資料は、情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定に従って保護されることについて定める。

3 紛争の解決及び請求の処理

- (1) 手続取決めの解釈又は適用に関する見解の相違は、協議を通じて解決することについて定める。

- (2) 手続取決めに関連する公務の遂行に当たり生じた損害等に関し相互に又は第三者から請求が提起された場合には、両当事者は、それぞれの国の法令により認められる範囲内で解決するため協議することについて定める。

4 一般的事項

- (1) 手続取決めは、両当事者間の書面による取決めによつてのみ修正することができることについて定める。
- (2) 手続取決めは、協定が発効した日から協定が効力を有する間、有効であることについて定める。